

平成18年度 特定調達品目調達実績の概要（紙・木質製品）【物品・役務分野】

分野	品目	単位	①特定調達物品等の調達量	②材料に紙、木質が含まれる場合で原料となる原木の合法性が証明された物品等の調達量	割合 (②/①)
紙類	フォーム用紙	kg	858,023	56,993	6.6%
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	kg	30,693	3,727	12.1%
	ジアゾ感光紙	kg	3,021	204	6.8%
	印刷用紙(カラー用紙を除く)	kg	1,891,433	200,728	10.6%
	印刷用紙(カラー用紙)	kg	1,032,858	210,131	20.3%
文具類	シャープペンシル	本	386,522	2,444	0.6%
	ボールペン	本	2,015,620	76,784	3.8%
	マーキングペン	本	1,550,748	16,043	1.0%
	鉛筆	本	925,401	195,937	21.2%
	スタンプ台	個	73,075	1,682	2.3%
	朱肉	個	75,738	1,460	1.9%
	印章セット	個	5,531	175	3.2%
	印箱	個	6,302	199	3.2%
	公印	個	3,895	296	7.6%
	ゴム印	個	898,968	81,168	9.0%
	回転ゴム印	個	47,613	2,414	5.1%
	定規	個	60,902	1,371	2.3%
	トレー	個	39,091	1,137	2.9%
	消しゴム	個	464,463	20,910	4.5%
	事務用修正具(テープ)	個	193,499	6,761	3.5%
	クラフトテープ	個	176,859	28,273	16.0%
	粘着テープ(布粘着)	個	341,265	81,508	23.9%
	両面粘着紙テープ	個	99,680	12,053	12.1%
	製本テープ	個	92,799	6,873	7.4%
	ブックスタンド	個	25,942	770	3.0%
	ペンスタンド	個	4,381	60	1.4%
	クリップケース	個	9,983	1,066	10.7%
	マグネット(玉)	個	93,029	1,182	1.3%
	マグネット(バー)	個	60,145	1,420	2.4%
	鉛筆削(手動)	個	36,020	24	0.1%
	OAクリーナー(ウェットタイプ)	個	54,923	716	1.3%
	OAクリーナー(液タイプ)	個	5,251	16	0.3%
	レターケース	個	46,279	47	0.1%
	メディアケース(FD・CD・MO用)	個	65,116	287	0.4%
	マウスパッド	個	25,186	383	1.5%
	丸刃式紙裁断機	台	559	1	0.2%
	絵筆	個	15,803	1,302	8.2%
	絵の具	個	15,750	431	2.7%
	ファイル	冊	8,549,067	836,923	9.8%
	バインダー	冊	603,256	25,452	4.2%
	ファイリング用品	個	1,660,356	100,990	6.1%
	アルバム	個	50,944	3,035	6.0%
	つづりひも	個	1,369,855	60,415	4.4%
	事務用封筒(紙製)	枚	143,209,355	11,983,551	8.4%
	窓付き封筒(紙製)	枚	123,956,533	790,742	0.6%
	けい紙・起案用紙	個	1,159,772	131,740	11.4%
	ノート	冊	310,405	69,009	22.2%
	タックラベル	個	390,632	68,084	17.4%
	インデックス	個	608,011	47,225	7.8%
	パンチラベル	個	291,290	5,976	2.1%
	付箋紙	個	1,304,663	216,941	16.6%
	黒板拭き	個	3,310	6	0.2%
	ホワイトボード用イレーザ	個	9,284	240	2.6%
	額縁	個	17,096	3,469	20.3%
	ごみ箱	個	21,875	593	2.7%
	リサイクルボックス	個	32,143	1,177	3.7%
	缶・ボトルつぶし機(手動)	個	615	5	0.8%
	名札(机上用)	個	23,210	642	2.8%
	鍵かけ	個	33,401	100	0.3%
オフィス家具等	いす	脚	79,909	3,506	4.4%
	机	台	47,311	1,819	3.8%
	棚	連	18,229	812	4.5%
	収納用什器(棚以外)	台	35,413	473	1.3%
	ローパーティション	台	15,726	915	5.8%
	コートハンガー	台	6,031	83	1.4%
	傘立て	台	1,004	20	2.0%
	掲示板	個	2,638	189	7.2%
	黒板	個	405	15	3.7%
	ホワイトボード	個	6,059	122	2.0%
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム	購入	714	28	3.9%
		リース・レンタル(新規)	10	10	100.0%
		リース・レンタル(継続)	1,002	0	0.0%

《考 察》

【物品・役務分野】

（１）実績データについて

- 平成 18 年 4 月 1 日以降に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結しているものが合法性証明の対象となっており、例えばオフィス家具等、木質原料を使用する製品において仕入先と長期契約を結んでいる場合は適用外となっている。
- 物品調達において、合法性に係る証明書の発行が開始されたのは平成 18 年 10 月以降の調達分からである。このため、今回の合法性が証明された物品等の調達量は、概ね下半期分の調達に集中している。
- 合法性の確認実績については、紙が主体の製品については、概ね 10～20%、木材が原料として含まれる製品については、数%程度である(上記一覧表参照)。
- 上記で示したとおり、合法性が証明された物品の調達率が全体的に低い数値を示しているが、以下の点に留意する必要がある。
 - ・ 紙類の実績数値については、合法性の証明を必要としない（例えば、古紙配合率 100%の印刷用紙等）製品の調達量も母数に含まれており、国等の機関においては、そのような製品の調達を行っている場合も多い。
 - ・ 文具類やオフィス家具等については、素材別に集計を行うことが困難であるとの理由から、主要材料が紙・木質以外の物品等、合法性の確認が必要ないものも特定調達物品等の調達量に含まれている。

（２）市場における状況

〈紙及び紙製品〉

日本製紙連合会が早期から違法伐採対策の行動指針に基づき自主的に取組を行ってきたこともあり、既に 13 社（用紙を供給している主要製紙メーカーの全て）が原料調達方針と合法証明システムを作成、公表しており、供給を行う全ての紙について、合法性の確認の取れた原料に転換している。

製紙業界において違法伐採対策に取り組む体制が概ね整備されていることから、紙製品についてもトレーサビリティを確保する体制が整いつつある状況であり、今後も継続した取組が期待される。

〈木材製品〉

オフィス家具等については、日本オフィス家具協会(以下、「JOIFA」という。)が林野庁のガイドラインに基づく業界団体による事業者認定制度を創設する等の取組を進めているところである。

今回、業界等へのヒアリングを実施したところ、平成 18 年 10 月 1 日より、原材料の供給事業者等からの合法性証明が取れる体制を整えるとともに、樹種選定リストを作成し、リスクの高い樹種の排除を行っている。また、JOIFA 会員のうち、半数程度が前述の事業者認定を受けており、証明書の発行は円滑に行われ供給は問題なく進んでいる状況である。

ただし、オフィス家具等については最終製品になるまでの加工工程が長く、合法性が証明された木材を使用した製品が市場に出るまでに時間を要する場合も多いことから、

今後は証明書の迅速な発行が可能となるようトレーサビリティの確保が充実され、サプライチェーン全体に展開されていくことが期待される。

平成 18 年度特定調達品目（木質資材）調達実績の概要【公共工事分野】

品目分類	品目名	単位	①特定調達物品等	②原料となる原木の 合法性が証明された 物品等の調達量	割合 (②/①)
製材等	製材	m3	3,528	2,194	62.2%
	集成材	m3	819	471	57.5%
	合板	m2	102,378	59,018	57.6%
		m3	252	73	28.9%
	単板積層材	m3	353	10	2.9%
再生木質ボード	パーティクルボード	m2	18,182	12,016	66.1%
	繊維板	m2	2,085	920	44.1%
	木質系セメント板	m2	5,465	2,646	48.4%

《考 察》

【公共工事分野】

（１）実績データについて

- 公共工事では工事の契約から資材の調達までに一定の期間を要することから、調達実績データの取り方は物品・役務分野と異なっている（公共工事の集計の対象は、平成 18 年度に締結した契約（複数年にわたる契約を含む。）により納入された特定調達物品等及び原料となる原木の合法性が証明された物品等の調達量となっており、過年度に契約した工事に係る物品等は含まない。）。
- 公共工事分野における木質資材については、間伐材を指定している小径丸太材を除き、基本的に合法性の確認を行いながら調達を行っており、特定調達物品等のうち、概ね半数以上において原料となる原木の合法性の証明がなされている(上記一覧表参照)。
- 物品・役務分野と比べると、合法性が証明された物品等の調達率は高い状況にあるが、理由としては最終製品となるまでの加工工程が少ないことが考えられる。しかし、現状では、現場において受発注者とも、合法性の確認のとれた木質資材の調達に苦勞しているようであり、証明書の入手までに相当な時間も要している。

（２）市場における状況

- 全国木材連合会は、林野庁ガイドラインに基づく業界団体による合法木材供給事業者の認定に取り組んでおり、合法木材供給事業者を認定している森林・木材団体は、中央団体で 19 団体、各都道府県で最低 1 つの団体が認定を行う体制となっている（平成 19 年 3 月現在。認定された事業体は、約 4900 事業体）。
- 同連合会が設置した違法伐採総合対策推進協議会においては、平成 18 年度に業界団体認定による供給システムがある程度整ったことから、19 年度は供給側に対し合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図るとともに、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を呼びかけている。
- また、同協議会では平成 19 年 10 月より木材・木材製品や建築材料の伐採時点における合法性を証明することが可能な事業者及びその証明が可能な製品の事例を需要者・調達者・消費者に紹介するシステムをホームページ上に開設している。今後はこのようなシステムを充実させ、調達者への積極的な情報提供を図ることにより、合法木材・木材製品の供給と調達が円滑化されることが期待される。
- 業界団体では、上記のとおり合法木材の供給に係る取組を推進しているが、平成 18 年度においては流通原料の証明済み木材の量が少なく、原料確保が難しい。

- 公共工事の発注者から証明書を請求しても提出までに相当の期間を要するなど、工事工程上の負担が大きく、現場において受発注者とも、合法性の確認を取ることに多大な労力を要する状況にあるため、今後はトレーサビリティの充実を図っていくことが必要である。
- 一定量の証明書付き木材が供給され、選択制が担保されなければ、民間工事等で工期設定が厳しい場合には、利用される可能性が低くなるものと想定される。